

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和2年6月19日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

令和2年4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言が発令されて以後、土庄町においては、4月14日に県独自の緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大防止に不断の努力をしてまいりました。さらに、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことから、大型連休期間中における来島自粛や、不要不急の帰省や旅行などの移動を控えることをお願いするなど、さらなる感染拡大防止対策を講じてまいりました。

これらの対策に伴う、住民の皆さまのご努力と行動変容の成果もあり、全国においても、緊急事態を実施する必要がなくなったと認められることから、国は、5月25日、緊急事態解除宣言を行いました。これを受け、県においては、緊急事態解除宣言以降を、感染予防対策期として、「一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。」としたところです。

土庄町においても、国、県の動向を鑑み、基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、都度、更新してまいります。

## 基本方針

1. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを前提として、国の基本的対処方針等を踏まえ、別紙のとおり、①及び②の期間（①6月19日から約3週間後、②その後の3週間程度）ごとに段階的に規模要件（人数条件）を緩和する。
2. 公共施設を利用する民間や団体主催の集会やイベント等については、
  1. と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。
3. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着を推進する。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

(2.6.19 現在)

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
①の期間 6月19日から 約3週間後 (6.19~7.9)	○ 【500人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【500人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (7.10~7.31)	○ 【2,500人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【2,500人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【2,500人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 ②の期間から 約3週間後 (8.1を目途)	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 (できるだけ2m) ※感染状況を踏まえて判断	

(注) 屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあつては十分な間隔(できるだけ2m)を確保

②の期間終了後の取扱いについては、今後検討